

# 法人でのご寄付

損金算入については、①受配者指定寄付金制度と②特定公益増進法人に対する寄付金制度のどちらか一方の制度がご利用いただけます。

## ① 受配者指定寄付金（寄付金の全額を損金に算入できます）

寄付金の額に制限がなく、全額を損金に算入できます。

日本私立学校振興・共済事業団を通して、指定された私立学校へ寄付をいただくものです。寄付申込書をご提出いただければ、事業団へのお申込手続きは、湘南学園で行います。

詳しくは湘南学園事務局までお問合せください。

## ② 特定公益増進法人に対する寄付金（寄付金の一定の限度額まで損金に算入できます）

一般寄付金として寄付した金額の損金算入限度額とは別枠に損金算入限度額に相当する金額まで損金に算入されます。

$$\text{損金算入限度額} = \left[ \text{資本金等の額} \times \frac{\text{当期の月数}}{12} \times \frac{3.75}{1,000} + \text{所得の金額} \times \frac{6.25}{100} \right] \times \frac{1}{2}$$